

別 添 6

(法第 33 条第 1 項第 12 号基準関係)

申請者の資力及び信用

申請者が下表に該当する開発行為を行う場合においては、必要な資力及び信用があることが求められ、開発行為を完遂するための資金的能力や過去の事業実績等に関し、以下の要件を満たすことが確認できること。

- 1 過去における土木・開発事業に関する事業実績があること。
- 2 開発行為を完了するまでの期間の資金計画が明確に立てられており、資金計画書の自己資金及び借入金の記載の裏付けとなる証明書等があること。
- 3 所得税、法人税等の申告義務を果たしており、かつ、所得税、法人税等の滞納がないこと。
- 4 都市計画法令を遵守して開発行為を行うことについて信用を有すること。

表 資力及び信用が求められる開発行為の該当の有無

(○：該当 ▲：該当の場合がある)

	1 ha 未満		1 ha 以上	
	自己用	非自己用	自己用	非自己用
住宅	▲	○	▲	○
住宅以外の建築物	▲	○	○	○
特定工作物	▲	○	○	○

▲ 開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要する場合に当該基準が適用される。